

平成 31 年 3 月 15 日

日向市議会議長 甲斐 敏彦 様

提出者 総合防災対策特別委員会
委員長 近藤 勝久



議案提出書

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第 1 号 日向市地域防災計画に関する提言書（案）

日向市地域防災計画に関する提言書（案）

現在、日向市では、南海トラフを震源とするマグニチュード9.1、最大震度7、想定最大津波高15メートル、津波到達時間17分、人的被害15,000人という大きな被害が想定される地震から市民の生命を守るべく、避難困難地域を優先に、避難タワー等が急ピッチで建設されている。

また、昨年、全国においては、7月の西日本豪雨、9月の北海道胆振東部地震等、自然災害が多発し、甚大な被害に見舞われた。現在、市内各地においては、豪雨等による山腹崩壊の恐れがある。このことを踏まえ、これからは異常気象を想定内として捉え、現状の防災計画を再確認する必要がある。

あらゆる災害に対して、市民の安全を確保するため、自助・共助・公助の枠組みを更に強化すべく、下記のとおり提言する。

記

- 1 市民の防災意識の向上には、居住地等で行う防災訓練等に参加することが自助・共助・公助の第一歩になることを今一度市民に意識付けすること。
- 2 災害発生時においては、どのような状況であっても安全・安心に避難できることが最優先であり、そのためには地域ごとの自主防災組織の機能強化が必要不可欠である。それぞれの立場でできることに限界があるため、自助・共助・公助の考え方から「市民の役割、行政の役割」を明確にし、連携を図り進めていくこと。また、避難所運営マニュアルに基づき、災害に強いまちづくりを目指すこと。

平成31年3月15日
日 向 市 議 会

平成 31 年 3 月 15 日

日向市議会議長 甲斐 敏彦 様

提出者 公共施設マネジメントに関する調査特別委員会
委員長 森腰 英信



議案提出書

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第 2 号 日向市公共施設マネジメントに関する提言書 (案)

日向市公共施設マネジメントに関する提言書（案）

高度経済成長期に集中して建設された本市保有の公共施設は、その役割は果たしてきたものの、老朽化の進行や更新時期の集中、また人口減少や厳しい財政状況等の環境変化、各地での震災を契機とした市民ニーズ・価値観の変化等々により、抜本的見直しを余儀なくされている状況下にある。

本市では、「日向市公共施設等管理計画」に基づき、安全安心の確保、総量の最適化（総延床面積の30%削減）及びライフサイクルコストの削減の三原則を柱とした、各種取り組みを推進しているが、先進自治体と比較しても、その推進体制、進捗状況、財源確保の取り組み、民間活力の導入及び市民への周知等、課題山積で不安を覚えざるを得ない。

そのような状況の中、持続可能な自治体運営を目指すには、組織全体に及ぶファシリティを総合的に把握し、ライフサイクルでの全体最適を目指す「ファシリティマネジメント（FM）」の深化が求められる。

以上を踏まえ、下記のとおり提言する。

記

- 1 現在、財政課公共施設マネジメント推進室が中心となりFMが推進されているが、その職務分掌・権限等が曖昧である。FMを更に推し進めるよう、組織改編すること。
- 2 FMの先進自治体に共通していることは、市長の強固なトップマネジメントである。FMの重要性は認識されているが、職員のみならず市民全体の意識を変えるには、強力なリーダーシップが求められる。リスクを負い、率先してFM推進の旗を掲げること。
- 3 現在進捗のFM関連事業において、スピード感の無さが指摘されている。情報の集約や発信、事業を早期完結に導く仕組みづくりを行うこと。

平成31年3月15日
日向市議会

平成 31 年 3 月 15 日

日向市議会議長 甲斐 敏彦 様

提出者 議会改革特別委員会
委員長 若 杉 盛



議 案 提 出 書

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第 3 号	日向市議会基本条例の一部を改正する条例（案）
委員会提出議案第 4 号	日向市議会議員政治倫理条例（案）

日向市議会基本条例の一部を改正する条例(案)

日向市議会基本条例（平成29年日向市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(附属機関等の設置) 第24条 議会は、議会活動に関し審査、諮問又は調査のため必要と認めるときは、附属機関を置くことができる。 2 議会は、市政の課題に関し政策提言、条例制定等の必要があると認めるときは、議員で構成する討論会を置くことができる。	(附属機関等の設置) 第24条 議会は、<u>議会における検討課題</u>に関し審査、諮問又は調査のため必要と認めるときは、<u>別に条例で定めるところにより附属機関</u>を置くことができる。 2 議会は、市政の課題に関し政策提言、条例制定等の必要があると認めるときは、議員で構成する討論会を置くことができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

日向市議会議員政治倫理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、日向市議会基本条例（平成29年日向市条例第13号）第8条の規定に基づき、日向市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の代表者として遵守すべき政治倫理に関し必要な事項を定めることにより、市民の信頼に応えるとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、高潔性の保持に徹して活動しなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑いが持たれた場合は、自ら誠実にその説明を行い、その責任を明らかにしなければならない。

（政治倫理の宣誓）

第3条 議員は、その任期の開始の日以後、この条例を遵守する旨の宣誓を行わなければならない。

2 前項に規定する宣誓は、宣誓書を日向市議会議長（以下「議長」という。）に提出することにより行わなければならない。

（政治倫理基準）

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1） その地位を利用して、金品等（金銭、物品その他の財産上の利益又は供応接待その他のもてなし行為をいう。）を不正に授受しないこと。
- （2） 市（市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。）が行う工事等の請負契約（下請負を含む。）、業務委託契約及び物品納入契約（以下「請負契約等」という。）並びに指定管理者の指定に関する特定の業者の推薦、紹介等、特定の業者が有利となる取り計らいをしないこと。
- （3） 職員（再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）、嘱託員及び臨時職員を含む。以下同じ。）の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。
- （4） 職員の採用、昇格又は異動に関して推薦又は紹介を行わないこと。
- （5） セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- （6） 政治活動に関し、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する寄附以外の寄附を受けないこと。
- （7） 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反するおそれのある行為をしないこと。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者としての品位と名誉を損なうおそれのある一切の行為及びその職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

（審査の請求）

第5条 市民又は議員は、第4条に規定する政治倫理基準に違反したと認められる議員があるときは、市民にあっては地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署、議員にあっては2人以上の者の連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、当該審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、これを審査するため、議会に日向市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 委員は、議員のうちから議長が指名する。

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員の任期は、前条の規定による審査請求に係る事案について、議長に対しその結果を報告するまでの期間とする。ただし、当該委員が議員の職を失ったときは、その任期は終了するものとする。

(審査会の運営)

第7条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、当該審査の請求の適否又は第4条に規定する政治倫理基準の違反の存否について審査する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審査会は、審査のため必要があるときは、当該審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は事情聴取することができる。

4 審査会は、対象議員から申し出があったときは、弁明の機会を保障しなければならない。

5 審査会の会議は、原則公開するものとする。ただし、出席委員の過半数の同意により、非公開とすることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(議員の協力義務)

第8条 対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提供し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

2 議長は、対象議員が求めに応じなかった場合、その旨を速やかに公表しなければならない。

(審査会の審査結果)

第9条 審査会は、当該審査を求められた日から起算して、60日以内に審査結果を文書で議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定により報告があったときは、その審査結果を速やかに審査の請求をした者及び対象議員に通知しなければならない。

3 議長は、審査会の報告を尊重し、第4条に規定する政治倫理基準に違反したと認められる議員に対し、議会の名誉と品位を守り市民の信頼を回復するために、本会議に諮った上で、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。

(1) 当該議員に対する辞職勧告

(2) 当該議員に政治倫理基準等を遵守させるための警告

(3) その他市民の信頼を回復するために必要と認められる措置

4 議長は、前項の処置を講じたときは、その概要を市議会広報及び市議会ホームページ等を活用して公表しなければならない。

(人権侵害のおそれのある行為に関する措置)

第 10 条 議会は、第 4 条第 5 号に規定する人権侵害のおそれのある行為に関する職員からの苦情の申出を受け付けるため、必要な措置を講じなければならない。

(見直し手続き)

第 11 条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、公布の日以後初めて告示される一般選挙の当選人から適用する。

